

# 協働推進方針

～ともに考え、ともにつくる～

目 黒 区

## 目次

はじめに	1
第1 今、なぜ協働なのか	2
1 地域課題の解決に「市民の力」を必要とする時代	2
2 目黒区の協働の現状	4
（1）これまでも行われてきた連携	4
（2）広がりを見せはじめている区民活動	5
3 協働推進に向けた行政の課題	6
4 協働を推進するための方針の策定	7
第2 目黒らしい協働とは	8
1 とともに考え、ともにつくる	8
2 協働の取り組みを積み重ねる	8
3 協働の原則に沿って取り組む	9
第3 協働を推進するために	10
1 協働の土壌をつくる	10
（1）協働事業が広がる環境づくり	10
（2）区民活動が活発に行われる環境づくり	12
（3）行政への参画が拡大する環境づくり	13
2 協働を推進するための方策	15
（1）協働事業の展開	15
（2）区民活動の促進	16
（3）行政への参画の充実	17
（4）推進体制の整備	18
3 協働推進方策の年次別実施の考え方	19
用語の解説	20
資料	22

## はじめに

地方分権が進み、「地域の実状」に合わせ、「地域の課題」を「地域で解決」という対応が、自治体にますます求められるようになってきました。地域課題へのこうした取り組みを進めるため、市民と行政の連携のあり方として「協働」が、全国的に広がりを見せています。

目黒区では、これまでも区民と連携した取り組みを積極的に進めてきたところですが、このような取り組みをさらに広げ充実するため、区民意見をいただきながら、これからの区民と行政の連携のあり方を検討してきました。

検討に当たっては、広く参加を呼びかけて発会した「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」から、検討した結果を提言としていただきました。区は、提言を踏まえながら議論を重ね、協働に対する理解がさらに深まることを念頭に置いて、協働のあり方や進め方を示した方針を策定しました。

策定した方針に基づき、協働を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、協働による事業を一つひとつ積み重ねながら、分権時代の目黒にふさわしい区民と行政の関係を構築してまいります。

---

### 方針で用いる言葉について

本方針では、区民、区民活動（団体）、行政について、下記の意味の言葉として使用しています。

区民：区内に住み、区内で働き、学び、活動する人として。

区民活動（団体）：区民の自主的な非営利（ 1 ）の活動（団体）で、区内を活動範囲にする、又は、区内に活動拠点を置く活動（団体）とします。この中には、政治的活動、宗教的活動を目的とする活動（団体）は含みません。

行政：目黒区の執行機関とします。

## 第1 今、なぜ協働なのか

ここ数年、公共や地方自治の分野で協働という言葉をよく耳にします。最近では、公共のあり方や自治のあり方をめぐって、国をはじめ全国の自治体で「協働」の考え方が取り上げられ、様々な取り組みが行われるようになってきました。

なぜ、協働がこれほどまでに広がりを見せているのでしょうか。

### 1 地域課題の解決に市民の力を必要とする時代

協働が広く注目されるようになってきたのは、少子・高齢化の進行、IT化の加速、地方分権の推進など社会や行政を取り巻く環境が大きく変化し、地域課題の解決に向けて効果的な公共サービスの提供を図るためには、市民の力が十分に発揮される社会が必要であると認識されるようになったからです。

市民が求め、行政が担うという一方通行的な考え方ではなく、異なる立場を持つもの同士が公共・地域を担い合うという双方向型の取り組みが、地域づくりを進める上で必要になってきたということです。

主な理由としては、次のようなことが挙げられます。

#### 多様な主体が支えている公共

- ・ 市民や地域のニーズの多様化に伴い、きめ細かく質の高い公共サービスが求められるようになり、画一的になりがちな行政の対応だけでは限界が出てきたこと
- ・ 公共サービスを維持・拡充するためには、公共分野はすべて行政が担う「公共＝行政」の考え方を前提とした社会のシステムを見直す必要があること
- ・ 厳しい財政状況が続く中で、行政が公共の全てに関わるだけの財政力がなくなり、民間の活用を含めより効果的・効率的な行政運営が求められるようになってきたが、営利企業ではその隙間を埋めることができないこと

#### 広がりを見せている市民活動

- ・ 阪神淡路大震災のような災害を契機として、ボランティア活動（<sup>2</sup>）など社会貢献を意識した様々な活動が広がり、市民活動への関心が高まってきたこと
- ・ 「特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）」が施行され、法の考え方が市民活動への支援のあり方に影響を与え、活動を取り巻く環境が大きく変わったこと
- ・ 市民活動が広がりを見せる中で、社会的な課題をテーマに活動し、様々な公共サービスを提供する団体が増え、公共分野の担い手として活躍が期待されるようになってきたこと

### 観客型からプレーヤー型に変わってきた地域づくり

- ・ 防災、防犯、ごみ減量、子育て支援など、行政だけでは解決できない課題が数多くあり、市民と連携して取り組まなければ十分な効果が上がらないと考えられるようになってきたこと
- ・ 地域の実状に合わせた自治体運営を行うためには、市民にもっとも身近な自治体が、今まで以上に市民の意思を反映しながら施策を展開する必要があると認識されるようになってきたこと
- ・ 道路を一本隔てただけで事情が変わる、問題の解決が一人ひとりの利益につながらないなど地域課題が複雑に絡み合う中で、行政だけでは解決が難しいことを感じ、自らの行動や活動が不可欠だと考える市民が増えてきたこと

## 2 目黒区の協働の現状

目黒区は以前から、集会施設の整備やまちづくり活動助成などコミュニティ形成に向けた支援、区民まつりや緑化活動など、区民との連携を大切にした様々な取り組みを積極的に行ってきました。最近では、地域安全パトロール、違反広告物の撤去活動、まちの美化・清掃活動などその取り組みがさらに広がり、事業者や大学との連携も行われるようになっていきます。

しかし現状は、相互の理解が不足していたり、情報の共有化が図られていなかったり、必ずしも区民の力が十分に発揮された連携とは言えない状況があります。

### (1) これまでも行われてきた連携

#### 【現状】

- ・ 区は、町会・自治会、住区住民会議をはじめとする地域団体を中心に、様々な取り組みで連携を図ってきました。
- ・ 各種事業を実施する際には、NPO( 3 )やボランティア団体など様々な活動団体とも、情報交換、委託・補助、共催などの形で連携してきました。
- ・ 厳しい財政状況が続く中で行財政改革を進め、活動団体との連携事業を実施したり、民間活用の検討を行うなど、様々な連携を模索してきました。
- ・ 最近では、地域安全、ごみ減量、環境保護、放置自転車、まちの美化・清掃など、行政だけでは解決の難しい課題がますます増えています。

#### 【問題点】

- ・ 活動団体との連携では、相互理解や情報交換が十分とは言えず、ややもすると行政が主導的になっている傾向が見られます。
- ・ 連携にあたっては、活動団体も行政も主体的に取り組むことが必要ですが、互いに依存的になる場面も見られます。
- ・ 連携した取り組みは様々に行われていますが、行政の考え方やルールが整理されていないため、対応が異なることがあります。
- ・ 連携した取り組みは、双方とも事前検討や調整事項が多くなるため、なかなか広がりを見せません。

## (2) 広がりを見せはじめている区民活動

### 【現状】

- ・ 区内で活動する団体は多様で、長年にわたって活動している団体も数多くあります。NPO法人の数が100団体を超えるなど、社会貢献活動や公益的活動が広がる素地は十分にあります。
- ・ 区民の活動意識は、「活動している、活動したいと思っている」とする層が6割を超え(第33回世論調査) 総じて高いといえます。団塊の世代が定年を迎える時期以降は、さらに高まることも予想されます。
- ・ 活動人材が増えないという声をよく耳にしますが、実際には人材豊富で、きっかけさえあれば様々な知識や経験を持つ人が活動に関わる可能性があります。
- ・ 区民の中には、主体的な関わりを重視した行政への参加機会を契機として、地域や社会の課題解決のために自発的に活動をはじめた人もいます。

### 【問題点】

- ・ 数多くの団体が活動していますが、各団体の活動基盤は全般的に脆弱で、資金・人材・情報など様々な悩みを抱えながら活動している現実があります。
- ・ 区民活動に対する行政の支援は行われていますが、事業ごとに行われており、活動全体の活発化を図る点から総合的な取り組みを強化する必要があります。
- ・ 区民の活動意識の割りには、「時間がない」「機会や情報がない」などの理由から実際の活動まで結びつかない状況があります。
- ・ 様々な行政への参加機会が設けられていますが、区民が地域や行政の情報を知る機会は十分とはいえず、行政への関心の増大にまでにはつながっていません。

### 3 協働推進に向けた行政の課題

#### 互いに力を出し合う連携が広がり、深まること

目黒区では、地域ごとのコミュニティ形成の取り組みとして、住区住民会議を中心に様々な連携(注)を進めてきました。他方、NPOなどエリアに関係なく活動を展開する団体も数多くあり、事業実施での連携も行われています。

区民と行政が連携して取り組む場合には、互いに力を出し合うことが求められますが、これまでの連携では、相互の理解が不足していたり、役割が十分話し合われていなかったりする場合も見られます。

地域課題や暮らしのニーズに的確に対応していくためには、たとえ取り組む際の検討や調整の作業が増えるとしても、互いの力を発揮し合える方法やルールを組み立て、地域社会をともにつくる関係を広げ、深めていくことが求められます。

#### 地域や行政への区民の関心がいっそう高まること

町会・自治会、住区住民会議などの活動のほか、区内では、様々な区民の活動が行われています。区民の自主的な活動の広がりは、地域や行政への関心が高まることにつながります。関心の高まりは、区民と行政の連携を進展させるきっかけとなります。

区民活動が広がるためには、人と人、人と団体、団体と団体のつながりや交流が欠かせません。行政が区民活動を支援する場合は、単に資金や場を提供するだけでなく、区民・団体・地域のつながりがさらに深まるように取り組むことが大切です。

また、区民の自主的な活動のきっかけとなり、相互の力を出し合う連携へつながるものとして、行政は常に、行政情報の発信と呼びかけの工夫をこらして説明責任を果たすことが必要です。区民との情報共有のもとで、地域のことをともに考える姿勢を持つことが求められます。

---

注 コミュニティ形成と協働 行政には、様々な活動団体との協働、公平な活動支援が求められています。協働推進とコミュニティ形成は相互に関係の深い課題ですが、協働はコミュニティや住区住民会議のあり方を示しているものではありません。住区住民会議の自主的活動、例えば、防災・防犯、清掃・リサイクル、交通安全、地域福祉などの活動で、実際に連携して取り組む場合を協働と捉えます。住区住民会議は地域コミュニティの中心的な存在であり、行政施策の上でも重要な団体です。行政には、協働を推進するとともに、地域のコミュニティ活動がさらに活性化するように取り組むことが求められます。



## 4 協働を推進するための方針の策定

これまで見てきた協働が求められる背景、目黒の現状や課題などを踏まえ、区は、区民と行政の協働をさらに進展させるため協働推進方針を策定します。(注)

### (1) 方針策定の目的

本方針は、区基本構想(4)に掲げる基本理念「住民自治を確立する」と基本方針「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」に基づき、区民と行政がともに地域社会を支えるもの同士として、地域課題の解決などに連携して取り組み、区民の自治意識に支えられた個性豊かな地域社会を構築することを目的に策定するものです。

### (2) 方針の位置付け

本方針は、目黒における「区民と行政の協働のあり方」と「協働の推進に向けた行政の取り組みの方向」を示すものです。

区は、方針に基づき協働による取り組みを拡大するとともに、そのために必要な環境づくりを進めます。方針に沿って協働の実践を積み重ね、経験を蓄積しながら、方針を適宜見直していきます。

方針では、区民活動団体と行政の協働を中心に整理しています。事業者(企業)、大学など他の団体と行政との協働についても、この考え方に準じて進めることとします。

---

#### 注 区議会と協働の関係

自治体運営は、議決機関(議会)と執行機関(区長)により行われています。その中で区民の意向を把握することは、それぞれの立場で常に求められるものです。一方協働は、地域課題の解決や公共サービスの提供などを実際に連携して実施する、執行機関としての取り組みを想定しているものです。

事業の企画、情報の共有化や話し合いなど、早い段階から区民と行政が様々な方法で連携をしていくこととなりますが、行政は議会に適時適切に報告し、理解を得ながら進めるものであり、議会と行政、区民と議会の関係は変わりません。

## 第2 目黒らしい協働とは

区は、これまでも区民との連携を積極的に進めてきましたが、様々な問題点もあります。よりよい地域社会をつくっていくためには、地域団体、NPO、大学など多様な活動主体との連携が広がることを基本に、互いに力を出し合う協働の関係へと進展させることが必要です。これは、これまで築いてきた連携関係を、区民の力が十分に発揮される連携へと「さらに拡大・充実」するということです。

では、目黒らしい、目黒にふさわしい協働とはどのようなものでしょうか。

### 1 とともに考え、ともにつくる

区民と行政が協働するということは、地域を「とともに考え、ともにつくる」ということです。そこには、ともに考えようとする明確な意思と、ともにつくりようとする主体的な行動が必要で、役割の大小はあっても、一方的・主従的な関係はありません。単にイベント開催時に参加したり、作業に協力したりすることではなく、それぞれが当事者となって、知恵を出し合い、役割分担して連携行動する関係を意味します。

「とともに考え、ともにつくる」とはいえ、地域のことや皆に関わることを何でも協働するということではありません。また、協働するかどうかやお互いの役割をあらかじめ線引きできるものでもありません。相互の特性、例えば、活動団体の自発性、柔軟性、機動性、先駆性などと行政の公平性、公正性などを活かすことによって、取り組みの効果がいっそう期待できる場合に行われるものです。

### 2 協働の取り組みを積み重ねる

協働の考え方が示されたからといって、区民、活動団体と行政との関係や区の行政運営が急激に変わってしまうものではありません。まずは、協働の取り組みを一つひとつ着実に実施しながら、様々な場面へと広げていくことが大切です。

区民と行政の協働は、具体的な取り組みを積み重ねて、区民と行政の間に「とともに考え、ともにつくる」関係を築くことにより、目黒がよりよい地域社会となることを目指すものです。

様々なニーズに対応したきめ細かな公共サービスが提供されること  
区民も、活動団体も、事業者も、皆が地域社会や公共を支え合うこと  
行政の説明責任が果たされ、地域の情報が共有されること  
行政運営が、より効果的・効率的に行われること  
地域の活力や区民の自治意識が高揚すること

### 3 協働の原則に沿って取り組む

これまでの区民と行政との連携では、行政が主導的な傾向を持っていたり、相互理解が不十分だったりした点があったことは否めません。

協働の取り組みを広げていくためには、以下の項目を基本的ルール（目黒の協働8原則）として、一つひとつ点検・確認しながら互いの力が出し合える関係を築くことが必要です。

**共通の目的を持つ** 共通の目的を探り、目的を共有したうえで、進め方や方法を組み立てることが必要です。

**対等に取り組む** 上下の関係や依存的な関係にならないよう、それぞれの役割や責任を明確にして進めることが必要です。

**自主・自立的に取り組む** 相互に自主性を尊重し、自ら分担する役割については責任を持って自立的に取り組むことが必要です。

**情報を共有する** 互いに持っている情報を積極的に提供・公表し、情報を双方が共有することが必要です。

**情報を公開する** 経過や内容の公表に十分に努め、相互の関係が透明で開かれたものにすることが必要です。

**相互に理解し合う** 十分に話し合い、相互の立場や協働する意義などを理解し合うことが必要です。

**評価、見直しをする** 協働する期間や達成目標を明確にし、一定の時期に客観的な評価、見直しすることが必要です。

**効果的・効率的に取り組む** 相互に協働による効果が最大になるように努めるとともに、効率性にも十分配慮して取り組むことが必要です。

### 第3 協働を推進するために

協働、協働と声高々にアピールしても、連携する際の条件が整っていないとなかなか協働するまでに至りません。協働による取り組みを広げ、深めていくためには、取り組む際の方法やルールが整っていることが必要です。また、団体の活動が活発に行われていなければ、協働の相手が見つかりません。区民のための政策や計画も、ともに知恵を出し合って考えなければ、協働の取り組みへとつながりません。

協働を推進するために、区として取り組むことが必要な環境づくりの方向を示します。

#### 1 協働の土壌をつくる

区民と行政が「ともに考え、ともに作る」関係を築いて、地域社会を担い合っていくためには、協働事業がスムーズに行えるような環境、区民活動が活発に行われるような環境、地域や区政に関心が向けられるような環境を行政はつくっていかなければなりません。

##### (1) 協働事業が広がる環境づくり

###### 協働手法の確立

協働すると言っても、活動団体と行政とでは立場や考え方が異なるため、実施にあたっては様々な問題が出てきます。協働の取り組みは、行政からだけでなく、活動団体からその特性・能力を活かした提案が出てくることもあります。

担当者によって対応が異なったり、協働の取り組みが日の目を見ないで消えてしまったりすることがないように、協働する際のルールや考え方を明確にして取り組むとともに、団体からの提案を受け入れる仕組みをつくる必要があります。また、既存事業についても見直しを徹底し、積極的に事業の協働化を進めることが大切です。

協働事業を実施した後は、協働の効果や取組過程での問題点などを検証し、事業の結果を適切に評価することが求められます。

###### 職員の意識改革

公共サービスの提供や地域課題の解決には、区民とともに取り組まなければならないことを、行政職員の一人ひとりが十分に理解しなければなりません。職員は、地域課題を的確に捉え、協働による解決方法を念頭に置き、効果的な事業に組み立てていく能力を養うことが求められます。

様々な機会を捉えて協働に関する共通認識・理解を図るとともに、まちづくりの現場や様々な自主的活動に自ら関わることができるような環境を整え、実践を通じた意識啓発を進めることが大切です。

### 区民活動団体との協働事業の促進

実際に協働する場合には、当事者同士が実施「主体」として、「協働の原則」に沿って役割と責任を分担し、取り組むことが求められます。したがって、行政が協働事業を行う際の相手は、実行力、組織力、運営力などを持っている活動団体となります。相手を団体としていますが、一人ひとりの区民が協働事業に協力したり、様々な活動に関わったりすることを否定するものではありません。

協働事業の相手となる団体は、区民活動団体、事業者（企業）<sup>(注)</sup>、大学など様々ですが、団体の種類や活動の分野で限定するのではなく、取り組む課題や事業ごとに柔軟に考えて協働を進めることが必要です。

協働事業を実施する際は、その事業が行政の事業でもあること、責任を持って効果的に実施する必要があることなど、十分に理解を得た上で取り組むことが大切です。

### 協働にふさわしい実施形態の選択

活動団体と行政が協働事業に取り組む際の形態には様々なものがあり、共催、事業協力、実行委員会、情報交換、補助<sup>(注)</sup>、委託などが主なものとして挙げられます。既に行われているものと同じ名称ですが、これまでと同じやり方でいいのではなく、「協働の原則」を基本にして、企画段階から評価・見直し段階まで一連の取り組みを、互いの力を発揮したものとなるように組み立てることが必要です。例えば、共に催すものでありながら、資金を出すだけ、会場を提供するだけということがあります。また、実行委員会で行う場合にも、行政が事務局から企画・運営まで担当する場合があります。

どのやり方が良い・悪いと決めるのではなく、様々な形態の中から、相互に何をどのように担うことが効果的・効率的か、活動団体の自主性・自立性を損なうことがないかなどの観点で、もっともふさわしいものを選択し、組み立てて実施することが必要です。

---

注 事業者（企業）との協働 事業者は、「企業市民（ 5）」としても位置づけられることから、事業者の公益的活動と行政活動との連携についても、積極的に進めることが求められます。しかし、事業者は本来、営利団体であり、連携した取り組みを行う際は、公益性・透明性に十分配慮して進めることが必要です。

注 協働事業での補助 本方針では、協働事業の場合「助成」ではなく「補助」を使います。「補助」は、事業の実施を目的とした経費の負担とします。「助成」の場合は、事業の実施が目的ではなく、活動団体の活動を応援する、活動を活発にする資金支援の意味合いが強い場合に使います。

## ( 2 ) 区民活動が活発に行われる環境づくり

### 自主的・自立的な区民活動の促進

様々な区民の活動が活発に行われることは、協働事業を広げていく上で重要です。団体の活動が活発に展開されることは、区民が地域課題に目を向けたり、活動に関心を持ったりする機会を増やすことにもなります。

区民活動は、本来自らの意思によって自発的に行われるものですが、様々な活動の活発化は地域社会の発展につながるものでもあるため、活動の自主性や団体の自立性に十分配慮しつつ、積極的に区民活動を促進することが行政に求められます。活動促進にあたっては、人材・場・資金・情報など多方面から、区民、活動団体、事業者をつなぐ総合的な環境づくりが必要です。

### 活動支援の要件の確立

区民活動を支援する場合は、公平で透明な方策を組み立て、行政の支援策としてふさわしい方法で実施していくことが望まれます。

特に行政が、活動経費の助成や協働に伴う補助、公共施設の使用許可など公金の支出や公の財産の使用が伴う支援を行う場合には、支援の公平性を確保し、適正に行うことが求められることから、次の要件を満たすことが必要になります。

- ・ 対象となる活動が公益的であること
- ・ 支援内容とその用途などを点検する仕組みが確立していること
- ・ 支援の効果を評価する方法が整っていること
- ・ 支援に係る活動の情報が公開されていること

### (3) 行政への参画(注)が拡大する環境づくり

#### 情報共有化と区民意見の反映

地域や行政への区民の関心は、区民が活動に関わったり、自ら地域の課題に取り組んだりするきっかけにつながり、協働を推進する原動力となります。

関心を持ってもらうためには、行政の積極的な情報公開と政策や計画を策定する段階での意見反映の取り組みが重要です。これは、政策策定における公正性の確保と透明性の向上を図るものでもあり、できるだけ修正が可能な段階からの公表や意見反映、反映状況の説明など包括的な取り組みが必要になります。

区民意見の反映には、課題に関する情報の共有化が欠かせません。区民に対して責任を持って、必要な情報を分かりやすく迅速に公表・説明していくことが大切です。

#### 政策策定への参画の充実

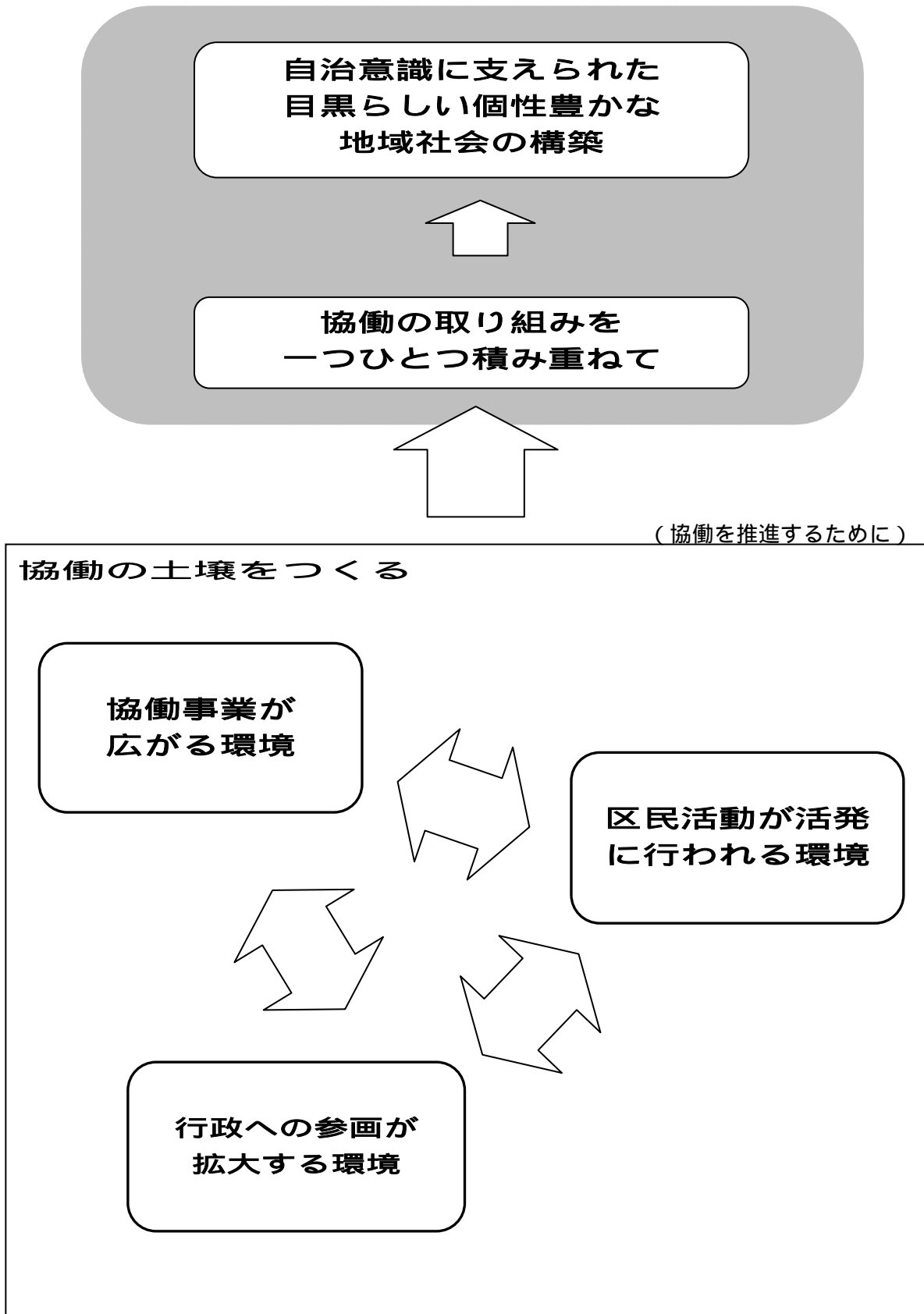
行政への参画には、様々な段階や方法があります。一般的な政策策定の過程は、問題・課題発見、政策立案、政策決定、政策実施、評価の各段階が考えられ、区民意見の反映の方法としては、意見の募集、審議会の公募枠設定、協議会・説明会等の開催、日常的な広聴などがあります。

課題となるテーマやそれを取り巻く状況、参画の目的や期待、効果や効率性などによって選択する方法は変わってきますが、いずれにしても政策策定の「早い段階から」、「多くの区民が」、「主体的に関わる」ことを基本として取り組む必要があります。

特に、主体的に関わる面からは、事業を実施する中で、日ごろから区民との意見交換や情報共有に努めるとともに、政策策定や企画立案の段階で、ワークショップ(6)方式の採用、電子会議室(7)の設置、アイデアの受け入れなど双方向型の取り組みを拡充することが重要です。

---

注 行政への参画と協働 協働は、呼びかけ方や方法は様々ですが、あらかじめ行政が場を設定しているものではなく、対等の立場で、双方がよく話し合った上で実際に取り組むことです。一方、行政への参画は、行政が場を設定し、政策や計画づくりに主権者である区民などの意見・要望を反映させるために行うもので、対等の立場を基にしたものではありません。行政には、区民の意向を常に把握する努力が求められます。





## 2 協働を推進するための方策

区は、協働を推進するため、協働事業の展開、区民活動の促進、行政への参画の充実、推進体制の整備の4つの観点から以下の方策を掲げ、実現に向けて取り組みます。

### (1) 協働事業の展開

#### 協働ガイドラインの作成

活動団体と連携して事業を行う際の考え方や方法をまとめたガイドラインを作成し、協働による取り組みを増やし、充実します。

ガイドラインは、事業を行う際に、実施手法の一つとして活動団体との協働を検討したり、実施する際の適切な方法を選択し、協働が効果的に進められるように点検事項や手順・留意点を示すものです。

作成したガイドラインは、区民と行政双方が活用できるように広く公表するとともに、協働事業の実施状況などを踏まえながら適宜見直していきます。

#### 協働事業提案制度の整備

活動団体が持つ豊かな発想、高い専門性、柔軟な行動を活かすため、分野を限定せずに事業提案を活動団体から公募し、実施することになった場合は、翌年度の協働事業として、提案団体と行政が取り組む制度を整備します。

この制度は、事業等の企画から評価までを範囲とする、提案募集 受付 公開審査 協議 準備 実施 評価の流れを持つものです。

実現にあたっては、応募状況、行政との協議結果、実施・評価結果の公表や公開ブレゼンテーション( 8 )による審査など透明で開かれた制度とします。

#### 行政事業の協働化

行政が実施している事業や実施予定の事業について、事業の企画・実施・評価の各段階で、本方針や協働ガイドラインに沿って点検し、その結果、活動団体との連携によって実施することがふさわしいと考えられるものについては、行政から提案するなど積極的に協働化を進めます。

行政事業の協働化を進めるにあたっては、区民のアイデアや提案を受け入れる手法、事業を評価・見直しする方法なども併せて検討します。

## (2) 区民活動の促進

### 活動コーディネート機能の確保

区民活動全体を活発化させるためには、活動団体と区民・事業者・行政などの中間に立って、人材、学習、運営、資金、場に関する情報の集積・発信、団体間や活動希望者の交流支援、ネットワークづくり、活動相談などを行う活動の自主性や団体の自立性に配慮したコーディネート機能（いわゆる中間支援機能）の確保が不可欠です。

検討にあたっては、既にコーディネート機能を持つ団体があるため、これらの活動に配慮すると共に、活動の自主性・自立性の確保の観点から、区民や活動団体と十分に話し合っを進めます。

### 寄附受け入れ型の活動費助成制度の整備

既存の助成制度の見直しや一元化に向けた調整も含め、区民や企業等からの寄附金の受け入れを視野に入れた助成制度を検討・整備し、公益的活動に対する資金面の支援を行います。

整備にあたっては、寄附者の支援の意思が助成に反映され、公益的活動に対する区民や企業等の関心・理解が高まる制度、交付の審査・選考を第三者機関が行うなど、透明性・公正性の高い制度を目指して検討します。

### 集会施設の利用方法等の改善

集会施設が、区民、活動団体が利用・活動のしやすい場となるよう見直しの検討を行い、改善を行います。特に、施設別、分野別になっている登録手続き、利用方法、使用時間、施設情報など利用ルールについては、共通化が可能な事項の整理を行い、分かりやすくします。

なお、活動の場の一つである活動団体の拠点（事務所スペース）については、需要調査等をしたうえで支援の必要性を検討します。

### (3) 行政への参画の充実

#### パブリックコメント制度の整備

政策や計画を策定する場合に事前の立案段階で、十分な情報の公表や説明を前提に区民からの意見を受け付ける機会を確保し、意見反映の機会を保障する制度として、パブリックコメント制度(9)を検討・整備します。整備にあたっては、ホームページ上での専用のページを確保するなど、分かりやすいもの、意見の出しやすいものとなるような工夫を行います。

なお、意見がどのように反映されたか、反映されないとすればその理由についての公表・説明の手続きについても明確にします。

#### 行政検討に先立つ区民提案づくり機会の確保

政策策定過程の早い段階での実質的な参画の手法の一つとして、行政が提示した課題に対して、行政検討に先立って区民が検討・提案できる方法を検討し、機会を確保します。区民からの提案が、そのまま行政の案になるものではなく、提案を受けて以降、行政の内部検討、行政や議会の手続きを経て区としての案が作成されるものです。

実施する際には、行政からの必要な資料やデータの提供、検討の期間や運営の方法、相互の役割などを事前に確認しておくことが大切です。

この方法は、効果や効率性を踏まえた上で実施するかどうかを判断することが必要であり、恒常的なテーマを設定することはできませんが、区民との十分な話し合いを前提としたプロセスを踏むことが望ましいもの、区民生活に広範にかつ深く影響し、その解決に向けた活動や意識啓発など区民が関わるものがふさわしいものが対象になります。

#### 政策審議を行う審議会等の運営の見直し

審議会等の性格や設置目的など特徴を踏まえた上で、政策審議を行う審議会等の構成員や運営について、より多くの区民意見の反映、より開かれた審議などができるように運営のあり方を検討・見直し、行政への参画の拡充を図ります。

想定される検討項目としては、公募区民や関係団体委員など区民委員枠の考え方、区民委員に対する学習や説明の機会、開催日時や回数ほかの運営上の工夫、区民意見を聞く場合の方法、審議情報の迅速な公表などが考えられます。

#### ( 4 ) 推進体制の整備

##### 協働推進体制の整備

現行組織の見直しを含め全庁的な推進体制をつくり、推進方策を整備・促進する担当を明確にして協働推進に取り組むとともに、情報共有化や職員研修の実施のほか様々な取り組みを通じて、職員の協働に関する共通認識・理解を図ります。また、区内官公署との連携の強化を図り、区民との協働を進める上での協力態勢をさらに拡充していきます。

本方針に掲げる協働事業提案制度や寄附受け入れ型の活動費助成制度に関しては、区民、活動団体関係者、学識者も加わって審査ができる体制を検討します。

##### 協働意識の普及啓発

協働の考え方の普及、活動団体の存在意義や活動に対する理解、自治意識・参画意識の普及啓発など、区民と行政の情報共有と相互理解を図ります。

区民活動や協働に関する理解、普及啓発の取り組みは、活動コーディネート機能など活動促進の検討と整合を図ることが必要です。

##### 協働の推進に関する条例の制定

区民との情報共有や相互理解を深めながら、さらに「ともに考え、ともにつくる」関係を広げ・継続していくために、協働事業の展開、区民活動の促進、行政への参画の充実など協働推進の基本となる条例を検討します。

検討にあたっては、本方針の考え方に沿って「早い段階から」、「多くの区民が」、「主体的に関わる」ことを基本とした方法で進めます。

### 3 協働推進方策の年次別実施の考え方

協働の推進を確実なものとするため、下記のとおり、方策を段階的に実施することとします。

考え方としては、現在、取り組まれている様々な連携・協力関係を協働の関係に進展させ、取り組みの数を増やししながら、普及啓発を図っていきます。

次に、目黒における協働推進が抱える問題点や課題を整理し、協働事業の土壌となる活動活発化・行政への参画の充実に取り組みます。

最後に、これらの取り組みが持続し、協働型社会を保つための条例を協働にふさわしい方法で策定します。

- ( 1 ) 協働の取り組みを増やし、充実する
- ( 2 ) 協働の素地を整える、かためる
- ( 3 ) 協働型社会を支える、継続させる

推進方策 / 目標年度	17	18	19	20	21
協働意識の普及啓発	順次実施				
協働ガイドラインの作成	検討				
協働事業提案制度の整備	検討				
行政事業の協働化	検討	順次実施			
協働推進体制の整備	検討	順次実施			

パブリックコメント制度の整備		検討			
行政検討に先立つ区民提案づくり機会の確保		検討			
政策審議を行う審議会等の運営の見直し		検討	順次実施		
寄附受け入れ型の活動費助成制度の整備		検討			
集会施設の利用方法等の改善		検討	順次実施		
活動コーディネート機能の確保		検討	検討		

協働の推進に関する条例の制定			検討	検討	
----------------	--	--	----	----	--

## 用語の解説

- 1 **非営利** 無償で活動を行うことではなく、利益（剰余金）を団体の構成員に分配しないことを意味します。簡単に表現すると、儲けを出資者に配分せず、本来目的の社会貢献活動のために使うということです。非営利活動団体が有償でサービスを提供したり、金銭のやりとりを伴う事業を行ったり、スタッフに給料を払ったりすることはできます。
- 2 **ボランティア活動** 自発的な意志に基づいて、その労働の対価を求めることなく、進んで他人や地域社会に貢献する活動をいいます。無償性がボランティア活動の特徴です。
- 3 **NPO** NPOとは Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指します。これらの団体のうち、「特定非営利活動促進法」（NPO法）に基づく認証を取得し、法人登記した団体をNPO法人といいます。
- 4 **基本構想** 現行の目黒区基本構想は、平成12年10月に策定されました。基本理念の一つに「住民自治を確立する」を掲げ、「目黒区のまちづくりが、主権者である区民の主体的な地域活動や行政参加を通じて、住民自治の確立を図ることを方向として進められる」としています。また、基本理念を実現するための「区政のあらゆる分野に横断的にかかわる手法や手続に関する基本的な方針」として、「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」を掲げ、その中で「協働に求められる関係」を「地域住民は地域づくりにおける主体であるとともに、その担い手であるという住民自治の理念のもとに、地域住民と行政が、ともに地域社会を支える当事者であるという認識に立って、両者が従属的・依存的でなく、一定の距離と緊張関係をもって相互に影響しあいながら、共通する目的の実現を目指して連携・協力する関係」と示しています。
- 5 **企業市民** 企業市民とは、Corporate Citizenの訳語で、一般的に、社会や地域の一員として社会に役立つ活動を行う企業をいいます。本来の営利活動とは別に、地域社会、環境、教育など多方面で、積極的に社会貢献活動する企業を擬人化して捉えたものです。

- 6 **ワークショップ**   ワークショップ (Work Shop) とは、参加者がみんなで意見を出したり作業したりしながら、問題を発見したり、解決の糸口を探ったりする場のことです。もともとの意味は、「作業場」「工房」など共同で何かを作る場所のことですが、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める体験型の学習や創造の場を言う場合に使われるようになったものです。
  
- 7 **電子会議室**   インターネットを利用して活力あるまちづくりを進めるため、地域や行政に関するテーマについて、区民と行政との意見交換や市民同士の意見交換を行うコミュニケーション空間を電子会議室といいます。一般には、電子掲示板や BBS と呼ばれており、様々なスタイルのものがあります。
  
- 8 **公開プレゼンテーション**   計画・企画案などを、公開された会議の中で分かりやすく説明することです。単に発表する、説明することとは異なり、聞き手の満足を意識した発表をすることにより案の受け入れを検討してもらう積極的なコミュニケーション手段のことです。
  
- 9 **パブリックコメント制度**   国や自治体が政策や計画などを策定するにあたって、立案段階で公表し、それに対する意見や情報を広く募集する一連の手続きをいいます。